

平成 22 年 6 月 25 日現在

研究種目：基盤研究 C  
 研究期間：2007 ～2009  
 課題番号：19500516  
 研究課題名（和文） 性的マイノリティがスポーツ領域において経験する疎外感と解放感に関する研究  
 研究課題名（英文） A study concerning the sense of exclusion and freedom that sexual minority people experience in sport

## 研究代表者

飯田 貴子 (IIDA TAKAKO)  
 帝塚山学院大学・人間科学部・教授  
 研究者番号：60099554

研究成果の概要(和文):日本のスポーツ領域における性的マイノリティの経験を把握するため、量的・質的調査を行うとともに、海外のガイドラインについても調査・分析をした。その結果、日本においても性的マイノリティ（同性愛者、両性愛者、トランスなどを含む）は、性的マジョリティ（異性愛者）に比べ、抑圧経験が多いことが明らかになった。なかでも、男性同性愛者に対する嫌悪が強い傾向を示していた。また、海外では、欧州議会及び政府や最大レベルのNGOが、性的マイノリティのスポーツ権を保障するための取り組みをしていることが判明した。

研究成果の概要(英文): In order to understand the experiences of sexual minority people in sport in Japan, we have conducted the quantitative and the qualitative researches. We have also studied and analyzed the guidelines created by foreign organizations. The result shown that compared to the sexual majority people (heterosexual people), sexual minority people (including lesbians, gays, bisexuals, and transgender and transsexual people) tend to have oppressive experiences more often in Japan as well. Especially, the finding indicated that there is stronger homophobia against gay men. This study also found that, in overseas, the European Parliament, the governments, and the largest level NGOs have grappled with this issue to protect sexual minority people's right to sport.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：健康・スポーツ学 ・ 身体教育学

キーワード：社会学、スポーツ、ジェンダー、セクシュアリティ、性的マイノリティ、ガイドライン、量的調査、質的調査

## 1. 研究開始当初の背景

| スポーツは、異性愛主義を基盤としたジェ

ンダーポリティクスを安定化するのに重要な役割を担っている。すなわち、スポーツは性の多様性を認めず、性を2分割する装置として発展し、ジェンダーの差異化を推し進めてきた。

しかし、近年では性的マイノリティの可視化が進行し、スポーツ領域でもその対応が迫られるようになった。性転換者のオリンピック参加承認は、その代表例である。

欧米では、スポーツ権を基本的人権として捉える潮流のもと、性の平等には、性別だけでなく性的指向も含める議論が活発化してきている。一方、日本では性的マイノリティのスポーツ権に関する研究は言うに及ばず、スポーツ領域における性的マイノリティに照射した研究さえ未着手の状態である。

## 2. 研究の目的

日本の性的マイノリティがスポーツ領域において経験する疎外感および解放感に注目し、彼ら／彼女らの固有の経験を調査し、その特徴を明らかにするとともに、先進的な取り組みをしている海外のガイドライン等を調査・分析し、スポーツにおける性の平等を推進するための理論的枠組みを提示する。

## 3. 研究の方法

### (1) 性的マイノリティの経験に関する研究

①量的調査として、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー等の性的マイノリティを主要な参加者とする関西レインボーパレード2008の集合場所にて、自記式アンケート調査を実施した。このイベントでは、性的マイノリティの参加者だけでなく、その趣旨に賛同する異性愛者などの支援者も参加している。会場では、合計559名に調査を依頼し、373名の回答を得た。質問票は、年代、性別（性自認）、性的アイデンティティといった個人の属性、および体育の授業やスポーツ系の部活動における経験を尋ねるため、A 状況認識、B 自己認識、C（自己／他者の）抑圧経験の3カテゴリーからなる14項目の質問と自由記述を含んでいる。性的アイデンティティと学校時代の体育・スポーツでの経験との関連を主に検討したが、年代による偏りを抑えるために、回答者を10～30歳代の274名に絞った。

②質的調査として、スポーツ経験のある異性愛の20歳代の男性10名、女性16名に対し、グループでの半構造的インタビュー調査を実施した。質問は、スポーツ領域に特化した内容で「男っぽい女性選手・女っぽい女性選手」「同性間の結びつき」「ゲイ・レズビアンに対する考え」「カミングアウトできる環境」等についてである。

### (2) 海外のガイドライン及び欧州評議会の審議に関する研究

①スポーツの先進国であり、性的マイノリティのスポーツ権に関する議論が活発であり、ガイドラインがすでに整備されている事例として、フィンランド、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリアをとりあげ、比較・検討を行った。これらの国を取り上げたのは、英語版のガイドラインが作成され、Webを通じて公表されているからでもあった。

②欧州評議会においてスポーツにおける性に関わる差別が問題とされた14文書（1995～2005）について検討を行った。

## 4. 研究成果

### (1) 性的マイノリティの経験に関する研究

①性的アイデンティティについての質問（複数回答可）から、トランスジェンダー／トランスセクシュアル（性同一性障害を含む）、同性愛、両性愛、わからない、決めたくない、その他を選んだ者を「性的マイノリティ」群213名（77.7%）とし、異性愛のみを選んだ者を「性的マジョリティ」群50名（18.2%）とした。「性的マイノリティ」群のうち、性別（性自認）が女性と答えた者は44名（20.7%）、男性は150名（70.4%）であり、その他は19名（8.9%）であった。以上のように、性的マイノリティのなかにも多様性があることが明らかになった。

性的マイノリティの全体状況を見ると、A 状況認識の項目では、性的マイノリティの56%が同性愛に関して不快な発言を聞き、59%が女らしさや男らしさを強く求められていると感じ、80%が異性愛を当然・正常とする雰囲気の中で、体育の授業やスポーツ系の部活動に参加していた。また、B 自己認識の項目では、性的マイノリティの37%が男女別のグループ分けに、32%がスポーツ時の服装に、12%が男女別の更衣室に抵抗感を持っていた。C 抑圧経験の項目では、性的マイノリティの25%が自らの性のあり方を理由とした無視や嘲笑を経験し、6%が暴力を振るわれていた。

性的アイデンティティによる比較をすると、A では、性的マイノリティのほうが同性愛に関する不快発言、異性愛を正常とする雰囲気、ジェンダーの強制を有意に強く感じ取っていた。性別による差は見られなかった。B では、抵抗感が性的マイノリティのほうが有意に高い割合であった。性別によって比較したところ、女性の割合が有意に高かった。C では、性的マイノリティのほうが有意に多く暴力をふるわれており、性別で比較したところ、男性のほうが暴力をふるわれる傾向が高かった。

以上、性的マイノリティの生徒・学生は学

校教育の体育・スポーツの場においてホモフォビアやヘテロセクシズムにもとづく発言や雰囲気、ジェンダー役割の強制を感じており、自らの性のあり方を理由とした無視や嘲笑、暴力を受けていることが明らかになった。性的マイノリティのニーズを考慮した体育・スポーツ教育が必要とされている。

②性別に行ったグループインタビューの結果の概要を次に示す。

「男っぽい女性選手」に対しては肯定的評価を、「女っぽい男性選手」に対しては否定的評価をしている。これは男女とも同じ傾向であった。仲の良さを表現する「同性間の結びつき」に関しては、男性は「一緒にトレーニングする」「風呂に行く」のような肉体的接触の可能性がある場面を挙げたが、女性が挙げた「手をつなぐ」「キスをする」というような性愛的含みがある行動は断じて行わないと回答している。そして、このような性愛的行動に対して、つまり「ゲイ・レズビアンに対する考え」は、男女ともにゲイに対しては拒否的であり、レズビアンに対しては寛容的であった。なかでも、ゲイに対する認識は女性よりも男性の方が、「グロテスク」「異質」といった表現で強い忌避を示した。「カミングアウトできる環境」に関しては、「公的な場（クラブや練習）に私的な問題を持ちこまないで欲しい」と言う回答が多くを占めた。

日本は伝統的に男性同性愛者に対して寛容であると言われているが、インタビュー結果は、スポーツ領域では同性愛嫌悪が強く、その傾向はレズビアンよりもゲイの方に強いことを示している。その理由としては、スポーツ領域では男らしいことが規範化されているため、その価値観に近づく者は評価されることが考えられる。男同士の結びつきは男として認められるには欠くことができない要素であるが、その紐帯に性的な匂いが入ることは禁じられている。ゲイに対する強い拒絶は、性的欲望や行為の主体となるべき男性が、男性の役割を放棄して客体となることへの恐れとも考えられる。しかし、女同士にみられる異性愛と同性愛との境界の曖昧さは、男同士においても生じる可能性が秘められており、だからこそ、男らしさの権化の世界であるスポーツでは、より強くゲイを異質なものとして排除するのであろう。さらに、スポーツでは同性愛的衝動が芽生える場面を多く含んでいることもインタビューから明らかになった。ゲイの排除は、自分たちの関係性から決して性的な要素を排除できない、すなわち男同士の関係性が決して非性化されないことの表れとも考えられる。

(2) 海外のガイドライン及び欧州評議会の審議に関する研究

①各国のガイドラインを比較・検討した結果、重点的に言及する性的マイノリティの対象が異なることはあっても、全体的な構成、内容など、多くの点で共通していることが明らかになった。すなわち、ガイドラインの目的、性的マイノリティに対する知識の提供、差別の具体的事例、問題解決に向けた具体的な取り組みや方法、相談機関、根拠となる法律が、殆どのガイドラインに含まれていた。

内容面で共通していたのは、施設の利用や競技の参加における性的マイノリティ当事者の性的指向や性自認、意思、意向を尊重するという基本姿勢（当事者の尊重）、スポーツを管理・運営する立場にあるすべての人々に対して性的マイノリティについての正確な理解の必要性、差別をさせないための監督責任があることを明示していること（主導的立場にある者の責任の明示）、スポーツの分野以外での法的制度の整備を強く求める方向性（実効力への指向性、人権のひとつとしてのスポーツ権という意識）などであった。

以上に示した先行事例の検討は、日本版ガイドラインを作成する際に有効な示唆になると考えられる。

②スポーツにおける性に関わる差別を欧州評議会が問題とし、決議や勧告が出された近年の審議について検討した結果、関連文書には、大きく分けて三つの議論が存在した。第一は、たとえ宗教的・文化的伝統にもとづく理由があげられたとしても、スポーツへの参加を望む女性が存在するならば、その機会を最大限に保障するよう働きかけるべきであるとする見解であった。第二は、日本国内ではまだほとんど問われていない、同性愛者のスポーツの権利を擁護し、スポーツ界における同性愛嫌悪という差別を指摘するものであった。第三は、1990年代半ばから、性にもとづく不平等に対し、IOCをはじめとするスポーツ組織に対し、具体的な問題点と改善目標が出されてきたにも関わらず、めざましい変化があるとはいえず、不平等が残されているという指摘だった。

これらの議論は、ジェンダーの観点に、性別だけでなく性的指向を含めるという近年の国際的学術傾向を踏まえたものであり、性別および性的指向のいずれについても、日本国内ではあまり議論されていない幅広い範囲で、スポーツにおける差別の存在を認識し、その認識にもとづいてスポーツの権利を保障する必要性を示したものであった。

一方、日本の国内状況をみるとき、スポーツにおける差別や不平等について、欧州社会ほど幅広い議論はなされていないといえる。この理由のひとつには、スポーツに関わろう

とする人々に対し、これまでの日本は行政指針的なスポーツ政策は提示していても、スポーツの権利について法的に保障することはなかったことにあると考えられる。もうひとつの理由は、日本やアジアには、ヨーロッパ・スポーツ憲章に該当するようなスポーツの権利を保障する法的根拠が存在していないことがあげられる。さらにいえば、スポーツに特化した権利の保障がない場合にも効力を発揮するであろう、国や地域や人種や宗教などが多様な状況下で普遍的に尊重されるべき人権を保障し、あらゆる形態の差別を禁止するような法や人権条約が存在しないことを指摘できる。

以上の検討結果から、欧州評議会におけるスポーツの権利の射程は、スポーツ界で生じている、あるいは今後生じ得る差別を映し出す先行事例として、参照する必要があると考えられる。

本研究の課題名は「性的マイノリティがスポーツ領域において経験する疎外感と解放感に関する研究」である。しかし、調査は疎外感や抑圧感に関するものに傾き、性的マイノリティが得られる解放的なスポーツ環境について十分な調査ができなかった。性的マイノリティのなかの多様性を考慮することとともに、次の検討課題としたい。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

①藤山 新・飯田 貴子・吉川 康夫・井谷 聡子・風間 孝・来田 享子・佐野 信子・藤原 直子・松田 恵示、スポーツ領域における性的マイノリティのためのガイドラインに関する考察—海外ガイドラインの比較を通じた日本への示唆、スポーツとジェンダー研究、査読有、8巻、2010、63-70。

②来田 享子、欧州評議会におけるスポーツと性に関わる差別に対する近年の審議、中京大学体育学論叢、査読有、50巻、2010、1-19。

③藤原 直子、翻訳 Caroline Symons and Dennis Hemphill (2006) "Transgendering sex and sport in the gay games" Edited by Jayne Caudwell, "Sport, Sexualities and Queer/Theory" Routledge, New York. ゲイゲームズにおいてセックスとスポーツをトランスジェンダーすること、日本スポーツとジェンダー研究、査読無、7巻、2009、53-70。

[学会発表] (計3件)

①藤山 新、スポーツ領域における性的マイ

ノリティのためのガイドラインに関する考察—海外ガイドラインの比較を通じた日本への示唆—、日本スポーツとジェンダー学会、2009年7月4日、国立オリンピック記念青少年総合センター

②来田 享子、欧州評議会におけるスポーツと性に関わる差別に対する近年の動向、日本スポーツとジェンダー学会、2009年7月4日、国立オリンピック記念青少年総合センター

③風間 孝、学校教育の体育・スポーツにおける性的マイノリティの疎外感および抑圧経験—アンケート調査結果報告—、日本スポーツ社会学会、平成21年3月23日、関西大学

[図書] (計1件)

風間 孝・飯田 貴子、明石書店、「男同士の結びつきと同性愛タブースポーツをしている男性のインタビューから—」編著者、好井裕明、現代の差別と排除 第6巻 セクシュアリティ、2010 発行

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

飯田 貴子 (IIDA TAKAKO)  
帝塚山学院大学・人間科学部・教授  
研究者番号：60099554

##### (2) 研究分担者

風間 孝 (KAZAMA TAKASHI)  
中京大学・教養部・准教授  
研究者番号：50387627  
来田 享子 (RAITA KYOKO)  
中京大学・体育学部・教授  
研究者番号：40350946  
吉川 康夫 (YOSHIKAWA YASUO)  
帝塚山学院大学・人間科学部・教授  
研究者番号：90200964  
藤山 新 (FUJIYAMA SHIN)  
東洋大学・現代社会総合研究所・奨励研究員  
研究者番号：00440008  
藤原 直子 (FUJIWARA NAOKO)  
椙山女学園大学・人間関係学部・准教授  
研究者番号：20329642  
松田 恵示 (MATSUDA KEIJI)  
東京学芸大学・教育学部・准教授  
研究者番号：70239028  
佐野 信子 (SANO NOBUKO)  
立教大学・社会学部・准教授  
研究者番号：70293107

##### (3) 研究協力者

井谷 聡子 (ITANI SATOKO)  
トロント大学大学院